

八街市教育委員会議事録

令和6年第8回定例会

期 日 令和6年8月22日（木）
開会 午後 1時30分
閉会 午後 2時22分

場 所 大会議室

教育長及び	教 育 長	浅 尾 智 康
出 席 委 員	教育長職務代理者	山 田 良 子
	委 員	吉 田 昌 弘
	委 員	橋 爪 通 代
	委 員	近 藤 博

出 席 職 員	教 育 部 長	秋 葉 忠 久
	教育総務課長	塚 本 廣
	学校教育課長	松 岡 広 明
	社会教育課長	須賀澤 勲
	スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長	土 屋 顕 仁
	中央公民館長兼郷土資料館長	菅 沼 邦 夫
	図 書 館 長	富 谷 のり子
	学校給食センター所長	岩 井 済
	教育総務課副主幹（事務局）	五木田 英 保

1. 教育長開会宣言

○教育長

ただいまから、令和6年第8回八街市教育委員会定例会議を開会します。
本日の出席は、私を含めて全員です。
定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。
本日の日程は事前に配付のとおりです。

2. 議事録署名人の指名

○教育長

議事録署名人に山田教育長職務代理者と吉田委員を指名します。

3. 教育長報告

○教育長

教育長報告を教育部長よりお願いします。

○教育部長

資料の1ページをご覧ください。

令和6年7月11日から8月21日までの教育長が出席した行事及び動静について、主なものをご報告します。

7月13日、印旛郡市民スポーツ大会で、印西市、富里市を会場として行われた、クレ射撃競技、剣道競技の激励を行いました。山田職務代理者、橋爪委員におかれましては、激励にご出席いただきありがとうございました。

また、7月14日に、本市スポーツプラザ、八街中学校を会場とした弓道競技、柔道競技の激励を行いました。

なお、今大会での本市の総合成績は、8市町中5位でありました。詳細につきましては、後ほど担当課よりご報告します。

7月23日、特別会議室において、国際交流協会インドネシア訪問出発式に出席しました。

これは、吉田委員が会長を務められております、八街市国際交流協会が主催し、市内中学生8名、大人5名の計13名で、インドネシア共和国西ジャワ州チアンジュール県の中学校などを訪問し、交流を図るものです。訪問団は、7月31日に出発し、8月6日に帰国しております。

今後、8月25日に帰国報告会を市役所会議室において実施することとなっております。

8月1日、障害者支援施設「明朗塾」において、「第25回めいろう夏まつり」が開催され来賓として出席しました。当日は、ダンスや舞踊、和太鼓の演奏、花火の打ち上げがあり多くの方が来場されておりました。

8月5日、大会議室において、第2回教育振興基本計画策定委員会に出席しました。会議では、秀明大学学校教師学部百瀬明宏教授、千葉大学教育学部細川かおり教授のほか、5名の委員に出席いただき、事務局が策定しました第2期計画の素案についてご意見をいただきました。

なお、次回の会議は10月21日に開催を予定しております。

8月6日、千葉県立佐倉南高等学校において、令和6年度佐倉南高等学校定時制教育振興会総会に出席しました。総会では、令和5年度の事業・決算について報告があり、令和6年度事業計画（案）、予算（案）、役員（案）などについて審議されました。

8月8日、「第5期八街市通学路交通安全プログラム」小学校の通学路における危険箇所点検に同行しました。参加者は、佐倉警察署交通課、印旛土木事

務所、道路河川課、安全安心担当官等で、7月31日、8月5日・7日・8日の4日間で市内各小学校から出された危険箇所の点検を行うものです。

8月8日は交進小学校区、小学校裏門付近や長者堀地区内の通学路点検が行われました。

8月18日、大会議室において、「二十歳を祝う会」第1回実行委員会に出席しました。この委員会は、市内4中学校区から選出された二十歳のみなさん18名で構成されており、当日は14名が出席し、2名がリモートにより参加しました。

式典の内容や社会貢献について話し合いが行われ、実行委員会の提案により、式典当日、「落花生の郷やちまた応援寄付金」として募金を募り、「便利で快適なまちづくり」と「心の豊かさを感じるまちづくり」の項目に充ててもらうことが決定しました。

第2回実行委員会は、10月6日に開催され、併せて市長との懇談会に臨みます。

なお、「二十歳を祝う会」については、前回、午前と午後の二部形式で行われましたが、今回は、4中学校区全てを対象とした午前のみ的一部形式とし、令和7年1月12日に開催します。

8月20日、小谷流の里ドギーズアイランドを会場として、小中学生を対象とした「八街イングリッシュデイキャンプ」に出席しました。

今回も小谷流の里ドギーズアイランド様のご厚意により、会場を使用させていただくとともに、参加者負担金の中で特製カツカレーを振る舞っていただき、参加者及びALTの皆様にも大変好評でした。

昨年度に引き続き、小学校5、6年生と中学生に参加を呼びかけたところ、小学生16名、中学生13名の計29名が参加しました。参加した子供たちは、はじめは緊張していましたが、11名のALTが楽しく進行することで、子供たちは打ち解け、終了する頃には積極的にALTに話しかけるようになっていました。

同日、特別会議室において、8月5日・6日で行われた、全国高等学校ゴルフ選手権大会男子団体の部で見事優勝されました千葉黎明高等学校ゴルフ部男子の皆さんが来庁し、市長への優勝報告会に出席しました。

同日、特別会議室において、千葉工業大学からの文具贈呈式に出席しました。

贈呈式では、ノート2,340冊、鉛筆400ダースが贈呈され、今後、市内各小学校の児童へ配布します。

8月21日、中央公民館において、「八街市教育講演会」に出席しました。

講演会では、「八街市教育センター事業報告」「学校運営協議会について」の報告があり、講演として、講師に「乙女塾 Project 西原さつき 氏」をお招きし、『自分らしく生きていくこと』と題し、講演をいただきました。

今回は、オンライン配信も行ったところですが、会場へは80名の参加があ

りました。

教育委員の皆様にご来場いただきまして、ありがとうございました。

そのほかの行事につきましては、書面をもって報告させていただきます。

○教育長

ただいまの報告に対して、質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

4. 前回議事録の承認について

○教育長

続いて、議事録の承認についてお諮りします。

前回7月11日に開催しました第7回教育委員会定例会の議事録の写しをお手元にお配りしましたが、内容について、ご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしと認め、当該議事録につきまして、後ほど議事録署名人からの署名を頂戴したいと思います。

5. 議題

○教育長

本日の議題を宣告します。

本日の案件は議案第1号から第3号までの議案3件、第1号報告の報告議案1件及び報告1の報告1件です。

続きまして、非公開について、お諮りします。

議案第3号及び第1号報告については、教育委員会会議規則第13条第1項第4号「市長又は議会に対する意見の申出等」に該当することから、それぞれ非公開により審議したいと思います。ご異議ありませんか。

<異議なし>

○教育長

ご異議なしと認め、議案第3号及び第1号報告につきましては非公開により審議することとします。

はじめに、議案第1号、令和7年度八街市立幼稚園児の募集についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第1号、令和7年度八街市立幼稚園児の募集についてご説明いたします。資料の2ページをご覧ください。

本議案については、八街市立幼稚園管理規則第18条の規定に基づくものです。

本年度の募集につきましては、今年度休園中の川上幼稚園を次年度も引き

続き休園とします。表の「募集する幼稚園及び定員」の欄にございます八街市立八街第一幼稚園、八街市立朝陽幼稚園の2園について行います。

募集定員につきましては、昨年度改定により、八街第一幼稚園60名、朝陽幼稚園30名となっております。八街第一幼稚園には、現在児童クラブ設置のため施設の一部を使用していますが、今年度の実績として定員の受け入れについては両園共に対応が十分可能であります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

○教育長

ただいまの説明に対して質問等がありましたらお願いします。

＜質疑なし＞

質疑がなければ、議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

＜異議なし＞

ご異議なしと認め、本案を可決することに決定しました。

続きまして、議案第2号、八街市中央公民館施設の使用許可基準の制定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○中央公民館長

議案第2号、八街市中央公民館施設の使用許可基準の制定について、ご説明します。

資料は3ページから6ページとなります。

この基準の制定については、中央公民館利用者の活動内容の多様化に対応するとともに、施設予約申請の際に許可、不許可等の判断過程の透明性の向上を図るため、申請により求められた許可を行うかどうかを根拠となる条例の規定に従って判断するために必要とされる基準、いわゆる審査基準を定めるものでございます。

3ページ第1条から説明します。

第1条では、趣旨として、八街市公民館の設置及び管理に関する条例第2条に規定する八街市中央公民館の使用の許可に関し必要な事項を定めるものとしております。

第2条第1項では、条例第7条第1項に規定する公民館を使用しようとする者とは、原則3人以上で構成される団体であり、かつ構成員の半数以上が次の3つのいずれかに該当するものとしております。

第2項では、条例第7条第4項ただし書に規定する「教育長が社会教育振興上、その他特に必要と認める場合」とは、公民館を使用しようとする者が次の4つのいずれかに該当する場合としております。

4ページをご覧ください。

第3条第1項では、6ページの公民館の使用許可の基準を別表としております。

第2項では、第1項に定めるもののほか、次の6つについては使用を許可しないものとしております。

第3項では、第2項第3号ただし書又は第4号ただし書の規定により物品販売等又は入場料等を徴収して使用する場合は、予算書、決算書その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならないとしております。

第4条では、使用許可の取消し又は停止に係る条例第8条第1項第4号に規定する「その他管理運営上支障があるとき」とは、次の2つに掲げる場合としております。

5ページをご覧ください。

第5条では、補則として、この基準に定めるもののほか必要な事項は教育長が別に定めるとしております。

附則として、この基準は本日の定例会で議決後、令和6年10月1日から施行することとします。

最後に、6ページをご覧ください。

別表の使用許可の基準につきましては、社会教育法第23条の規定に逸脱しない範囲内で、地域の実情に即したものとしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

○教育長

ただいまの説明に対して質問等がありましたらお願いします。

それでは、私の方から質問します。これまでこの基準が策定されるまでの間どのように対応されてましたか。

○中央公民館長

社会教育法の規定の中で、その都度、公民館長が使用許可等の判断を行っていました。今回、基準を明確化することで、公平性について担保できると考え策定を行いました。

○山田教育長職務代理者

基準を明確化することは、素晴らしいことだと思います。基準が制定された場合に公民館の利用者には、どのような方法で周知するのですか。

○中央公民館長

ホームページ等を利用して周知したいと考えております。

○教育長

ただいまの説明に対して質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

質疑がなければ、議案第2号について、原案のとおり可決することにご異義

ありませんか。

<異議なし>

ご異議なしと認め、本案を可決することに決定しました。

続きまして、報告 1 八街市教育委員会情報セキュリティポリシーについて事務局の説明をお願いします。

○学校教育課長

報告 1、八街市教育委員会情報セキュリティポリシーについてご説明いたします。

資料の 9 ページをご覧ください。

これは、個人情報保護法、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン、教育情報セキュリティポリシーガイドライン、教育データの利活用に係る留意事項等の関連法令等に基づき、令和 6 年 5 月 14 日に文部科学省が説明会を実施しました。

八街市教育委員会情報セキュリティポリシーは、この説明会の内容を踏まえ、本市が設置する学校における教育情報資産に関する情報セキュリティ対策について総合的、体系的にかつ具体的に取りまとめたものです。

これまでは、「八街市情報セキュリティポリシー」を準用してきましたが、同説明会において、1 点目として学校・教育委員会には、児童生徒の個人情報等、首長部局では扱いの想定されない重要な情報が存在していることから、地方自治体の教育情報セキュリティポリシーの準用だけでは不十分であること、2 点目として教育現場の環境は変化しており、新たな環境に対応したセキュリティ対策の見直しが重要であることが示されました。

このことを受け、教育委員会として情報セキュリティポリシーを改めて策定したものです。

今後は、校長会・教頭会を通じて学校に周知し、確実に運用されるようにしてまいります。

以上、報告いたします。

○教育長

ただいまの報告に対し質問等がありましたらお願いします。

それでは、私の方から質問します。今回、教育委員会としての情報セキュリティポリシーを策定するにあたって、何か新たな対応をする必要があるのでしょうか。

○学校教育課長

こどもたちの学習した履歴等についての情報の取り扱いについて、市長部局についても情報管理について徹底していただく必要があります

○教育長

ただいまの説明に対して質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

それでは、報告 1 を終わります。

次に教育長報告「住民に開かれた教科書の選定・採択を求める請願」への対応について説明します。

本請願の趣旨は、令和 7 年度の中学校教科書採択において、公平性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切な採択が行われることを求めるものです。

教科書採択については、市民の関心が高く、教育委員会として、法令に則り公正かつ適切な採択が行われるよう取り組まなければならないと考えています。

本請願では、「1. 教科書採択に係る教育委員会会議並びに採択地区協議会を公開すること。」「2. 採択後、採択結果、採択理由、並びに採択に関する各種資料情報等を遅滞なく公表すること。」が求められています。

1 点目については、本市は、千葉県教育委員会が設定した教科用図書印旛採択地区に属しており、同採択地区内の市町教育委員会が行う教科用図書の採択に関する事務の執行については、教科用図書印旛採択地区協議会において協議し連絡調整の事務を行うこととされていることから、「教育委員会の権限を外れている」ため付議しないこととしました。

2 点目については、本市における教科用図書の採択案を策定した際、併せて公表手続きについても決定しており、「請願を受ける以前から、既に取り組んでいる」ため付議しないこととしました。

以上で請願についての教育長報告を終わります。

次に教育委員報告があります。まずはじめに、橋爪委員から印旛郡市民スポーツ大会の視察について報告をお願いします。

○橋爪委員

7 月 13 日土曜日行われたクレー射撃と剣道の視察に教育長と山田教育長職務代理者と伺いました。

クレー射撃は、印西市で行われました。屋外のため大変暑かったですが、選手の皆様は、熱心に競技を行っていました。

剣道は、富里市で行われました。体育館の中は、大変暑く熱気がすごかったのですが、それに負けない競技が行われていました。

以上報告です。

○教育長

続きまして吉田委員から国際交流協会インドネシア訪問出発式及びインドネシア訪問について報告をお願いします。

7 月 23 日に教育長参加の下、インドネシア訪問出発式が行われました。

インドネシア訪問は、7 月 31 日から 8 月 6 日まで、それぞれの中学校か

ら1名から3名の計8名の生徒が参加していただきました。

現地の文化に触れ、チアンジュール市長を表敬訪問させていただき、チアンジュール中学校の生徒たちと共に勉強しました。大変貴重な経験ができたと喜んでおり、参加した生徒たちは大きな病気や怪我などなく無事帰国しました。

以上報告です。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、ここからの審議は非公開となります。

議案第3号、教育委員会事務事業の点検及び評価について
教育総務課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第1号報告、令和6年度八街市一般会計教育費予算の補正について
各担当課長が説明を行った。

以上で、本日の議題は、終了しました。

6. その他

○教育長

その他について、事務局から何かありますか。

＜特にありません＞

7. 教育長閉会宣言

○教育長

それでは、本日の日程は、これをもって終了し、閉会とします。

令和6年第8回八街市教育委員会定例会議事日程

令和 6 年 8 月 22 日 (木)

午後 1 時 30 分 大会議室

定例会

第1 教育長開会宣言

第2 議事録署名人の指定

第3 教育長報告

第4 前回議事録について

第5 議 題

(1) 議決事項

議案第1号 令和7年度八街市立幼稚園児の募集について

議案第2号 八街市中央公民館施設の使用許可基準の制定について

議案第3号 教育委員会事務事業の点検及び評価について

(2) 報告事項

第1号報告 令和6年度八街市一般会計教育費予算の補正について

(3) 報告

報告1 八街市教育委員会情報セキュリティポリシーについて

第6 その他

第7 教育長閉会宣言

教育長報告

令和6年7月11日～令和6年8月21日

日付	曜日	時間	場所	内容
7 / 11	木	9 : 00	笹引小学校・八街北中学校	教育委員視察
"	"	13 : 30	大会議室	教育委員会定例会議
7 / 12	金	9 : 50	八街北中学校	北総教育事務所長訪問
"	"	14 : 00	実住小学校	教頭会
7 / 13	土	10 : 00	印西市・富里市	印旛郡市民スポーツ大会激励（クレー射撃・剣道）
"	"	14 : 00	千葉県総合スポーツセンター野球場	第106回全国高等学校野球選手権千葉大会激励（千葉黎明高校対市立松戸高校）
7 / 14	日	9 : 00	スポーツプラザ・八街中学校	印旛郡市民スポーツ大会激励（弓道・柔道）
7 / 16	火	14 : 00	千葉県庁	千葉県いじめ対策調査会
7 / 17	水	9 : 10	特別会議室	部課長会議
"	"	13 : 30	学校給食センター	学校給食センター運営委員会
7 / 23	火	15 : 00	特別会議室	国際交流協会インドネシア訪問出発式
7 / 24	水	14 : 00	大会議室	第2回社会教育委員会議
7 / 29	月	14 : 00	特別会議室	臨時庁議
7 / 31	水	9 : 10	千葉県庁	千葉県いじめ対策調査会
"	"	15 : 00	特別会議室	第1回行財政改革推進本部会議
8 / 1	木	14 : 00	特別会議室	第1回総合計画策定本部会
"	"	17 : 45	明朗塾	めいろう夏まつり
8 / 5	月	9 : 10	特別会議室	庁議
"	"	15 : 00	大会議室	第2回教育振興基本計画策定委員会
8 / 6	火	9 : 00	教育長室	教育委員会連絡会議
"	"	15 : 00	佐倉南高等学校	佐倉南高等学校定時制教育振興会総会
8 / 7	水	10 : 00	佐倉市・草ぶえの丘	印旛地区JRCトレーニングセンター視察
8 / 8	木	8 : 30	交進小学区	八街市通学路交通安全プログラム危険箇所点検
8 / 18	日	10 : 00	大会議室	二十歳を祝う会第1回実行委員会
8 / 19	月	9 : 00	流山市	千葉県いじめ対策調査会
8 / 20	火	9 : 00	ドギーズアイランド	八街イングリッシュディキャンプ
"	"	10 : 00	特別会議室	全国高等学校ゴルフ選手権大会・千葉黎明高等学校ゴルフ部男子優勝報告
"	"	11 : 25	特別会議室	千葉工業大学文具贈呈式
8 / 21	水	9 : 10	第1会議室	部課長会議
"	"	14 : 00	中央公民館	八街市教育講演会

前回議事録の承認について

令和6年7月11日第7回定例会議事録…別添のとおり

議案第 1 号

令和 7 年度八街市立幼稚園児の募集について

八街市教育委員会は、令和 7 年度八街市立幼稚園児の募集について、次のとおり決定する。

令和 6 年 8 月 2 2 日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

対 象 者	4 歳児 令和 2 年 4 月 2 日～令和 3 年 4 月 1 日生まれの幼児		
募 集 す る 幼 稚 園 及 び 定 員	八街市立八街第一幼稚園	八街市八街ほ 7 8 番地 2	6 0 名
	八街市立朝陽幼稚園	八街市八街は 2 1 番地 4	3 0 名
願 書 配 布 開 始 日	令和 6 年 1 0 月 1 5 日（火）から各市立幼稚園・教育委員会教育部学校教育課及び健康子ども部子育て支援課にて配付		
願書受付期日	令和 6 年 1 0 月 3 1 日（木）・1 1 月 1 日（金） 午前 9 時から午後 5 時まで ※令和 6 年 1 0 月 1 日発行の広報及びホームページに掲載		
選 考	定員を超えた場合は抽選とする。		
申 込 先	入園を希望する各幼稚園		

議案第 2 号

八街市中央公民館施設の使用許可基準の制定について

八街市教育委員会は、八街市中央公民館施設の使用許可基準を次のとおり制定する。

令和 6 年 8 月 2 2 日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

八街市中央公民館施設の使用許可基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、八街市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 5 4 年条例第 1 7 号。以下「条例」という。）第 2 条に規定する八街市中央公民館（以下「公民館」という。）の使用の許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(公民館を使用しようとする者)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項に規定する公民館を使用しようとする者とは、原則 3 人以上で構成される団体であり、かつ構成員の半数以上が次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市内に存する学校に在学する者

2 条例第 7 条第 4 項ただし書に規定する教育長が社会教育振興上、その他特に必要と認める場合とは、公民館を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 市内に所在する法人
- (2) 代表者が市内事業者であって、市内事業者が半数以上で構成される同業組合
- (3) 学校教育法（昭和 2 2 年 3 月法律第 2 6 号）第 1 条に定める学校、行政機関又は行政機関が後援する事業等を実施する団体

- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者
(使用許可の基準)

第3条 公民館の使用許可の基準は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、教育長は、次の各号に掲げる使用を許可しないものとする。

- (1) 賭博行為、騒音を伴う行為、不潔または不快な感情を与える行為等、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある使用
- (2) 酒類の持ち込みや宴会をはじめ、主として飲食を目的とする使用
- (3) 物品販売又は物品や広告物の展示及び販売を主目的とする使用（ただし、行政機関が実施又は後援する事業、社会教育関係団体、社会福祉団体、地域団体等が実施する公益性のある催事等（バザー・模擬店・フリーマーケット等）を行う場合等を除く。）
- (4) 入場料等を徴収する使用（ただし、社会貢献事業・チャリティー事業のため開催に必要な実費相当額のみを徴収する場合又は特定非営利活動法人、公益財団法人若しくは公益社団法人が収益を主目的とせずに催事を開催する場合を除く。）
- (5) 商品、サービス等の無料説明会、無料体験会等、直接又は間接的に営利活動になる使用
- (6) 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第1条の3第1項に規定する収容人員を超える使用

3 前項第3号ただし書又は第4号ただし書の規定により物品販売等又は入場料等を徴収して使用する場合は、予算書、決算書その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(使用許可の取消し又は停止)

第4条 条例第8条第1項第4号に規定するその他管理運営上支障がある場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 災害、感染症の流行等のため安全の確保が困難と判断した場合
- (2) 公民館が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく避難所に指定された場合

(補則)

第5条 この基準に定めるもののほか必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第3条）

区分	使用目的	使用許可基準 許可＝○ 不許可＝×
政党・会派・政治団体等	政党その他の政治団体の構成員の学習会、会議等の集会	○
	後援会、励ます会その他これらに類する特定の候補者に係る集会	○
	議会報告会その他の一般住民に呼びかけて開催する集会	○
	公職選挙法に基づく個人演説会等を除く、選挙運動としての演説会、集会、討論会、決起大会等	×
宗教団体等	地域の伝統的な祭礼に係る集会又は習俗化した行事	○
	布教又は勧誘を伴う活動	×
労働組合・職員組合等	組合員学習会、会議等の集会	○
	争議権の認められていない公務員等による労働争議の集会	×
営利団体等（会社・商店・その他営利を目的とした団体）	社会貢献活動	○
	営利団体で構成される同業組合等の連絡協議会	○
	研修会及び講習会（料金を徴収するセミナー等）	×
	社員等の福利厚生事業（社員研修を含む。）、安全講習会	○
	出店・建設の地元説明会、雇用説明会、採用面接	○
	収益が発生する催事	×
	物品又はサービスの販売促進に関する活動	×
私塾・文化教室等（個人又は団体が主催し、月謝、会費その他費用を徴収するもの）	公開の発表会、展示会等の集会	○
	私塾又は文化教室の会場	×
特定非営利活動法人等	構成員の研修会、講習会等の集会又は特定非営利活動法人等が開催する収益の発生しない催事	○
	収益を主目的とする催事	×

報告 1

八街市教育委員会情報セキュリティポリシーについて

八街市教育委員会は、八街市教育委員会情報セキュリティポリシーを策定したので報告します。

令和6年8月22日

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康